

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱

昭和47年11月6日

告示第1218号

(目的)

第1条 この要綱は、中小企業者の経営の合理化及び経営の安定強化に必要な資金の融資を行うことにより、本県中小企業の健全な振興発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当する者
- (2) 組合 次のいずれかに該当する組合をいう。
 - ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体
 - イ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合
 - ウ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づき設立された生活衛生同業組合
 - エ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に基づき設立された酒類業組合
 - オ 内航海運組合法（昭和32年法律第162号）に基づき設立された内航海運組合

(資金の種類)

第3条 この要綱に基づき融資する資金（以下「中小企業制度資金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業振興資金（中小企業者又は組合がその事業の振興及び経営の安定化のために必要とする資金をいう。）
- (2) 小規模企業活力応援資金（責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18年9月28日付け平成18・09・12中庁第2号中小企業庁長官通知）に基づく責任共有制度をいう。以下同じ。）の導入により影響を受けた中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までのいずれかに該当する小規模企業者が経営の安定化のために必要とする資金をいう。）
- (3) 創業支援資金（新規に中小企業者又は組合として商工会議所若しくは商工会又は鹿児島県中小企業団体中央会（以下「商工団体」という。）の推薦又は認

定特定創業支援等事業（産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 31 項第 1 号又は第 3 号の認定特定創業支援等事業をいう。以下同じ。）による支援を受けて事業を開始するために必要とする資金をいう。）

- (4) 新事業チャレンジ資金（中小企業者、特定事業者（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 5 項に規定する特定事業者をいう。）又は組合が特許又は新たな技術等若しくは知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業展開に取り組むために必要とする資金をいう。）（令和 7 年 3 月 31 日をもつて保証申込受付終了。）
- (5) 成長企業応援資金（中小企業者、特定事業者（中小企業等経営強化法第 2 条第 5 項又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 2 条第 4 項に規定する特定事業者をいう。次条において同じ。）又は組合が経営力の向上、地域の成長発展の基盤強化又はデジタル・トランスフォーメーション若しくはカーボンニュートラルの実現に取り組むために必要とする資金をいう。）（令和 7 年 3 月 31 日をもつて保証申込受付終了。）
- (6) 事業承継対策資金（中小企業者又は組合の事業を承継しようとする者がその事業の振興及び経営の安定化のために必要とする資金をいう。）
- (7) 事業活動継続支援資金（中小企業者又は組合が自然災害等に対する事前対策に取り組むために必要とする資金をいう。）
- (8) 新分野開拓等支援資金（中小企業者又は組合が新たな技術等を生かした事業展開又はデジタル・トランスフォーメーション若しくはカーボンニュートラルの実現に取り組むために必要とする資金をいう。）
- (9) 緊急災害対策資金（災害により経営に影響を受けた中小企業者又は組合が経営の安定化のために必要とする資金をいう。）
- (10) 緊急経営対策資金（取引先の倒産又は経済的環境の変化により経営に影響を受けた中小企業者又は組合が経営の安定化のために必要とする資金をいう。）
- (11) 原油・原材料高騰等対策特別資金（新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた社会経済状況下における原油価格又は原材料価格の高騰により経営に影響を受けた中小企業者又は組合が経営の改善に取り組むために必要とする資金をいう。）（令和 5 年 3 月 31 日をもつて保証申込受付終了。）
- (12) セーフティネット対応資金（特定中小企業者（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の特定中小企業者をいう。以下同じ。）が経営の安定化のために必要とする資金をいう。）
- (13) 事業再生支援資金（中小企業者又は組合がその事業の再生又は経営の改善に取り組むために必要とする資金をいう。）
- (14) 経営力強化資金（中小企業者又は組合が中小企業等経営強化法又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき計画を策定し、経営力の強化に取り組むために必要とする資金をいう。）
- (15) 経営改善支援資金（中小企業者又は組合が経営改善を目的とした事業又は支

援機関等を利用しながら、経営改善又は賃上げに取り組むために必要とする資金をいう。)

- (16) 物価高騰等対策特別資金（物価高騰や人件費の上昇により経営に影響を受けた中小企業者又は組合が経営の安定化のために必要とする資金をいう。)
- (17) 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金（新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号に該当する特定中小企業者又は特例中小企業者（同条第6項の特例中小企業者をいう。以下同じ。）が経営の安定化のために必要とする資金をいう。）（令和3年3月31日をもって保証申込受付終了。)
- (18) 新型コロナウイルス関連事業継続支援資金（新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた中小企業信用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号に該当する特定中小企業者又は特例中小企業者が金融機関の継続的な支援を受けながら経営の改善に取り組むために必要とする資金をいう。）（令和5年1月26日をもって保証申込受付終了。)
- (19) 伴走支援型借換支援資金（中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号に該当する特定中小企業者その他の売上高が減少等した中小企業者又は組合が、既往の借入金を借り換えることにより債務の返済負担を軽減させるとともに、金融機関の継続的な支援を受けながら経営の改善に取り組むために必要とする資金をいう。）（令和6年6月30日をもって保証申込受付終了。)

（融資の対象者及び条件等）

第4条 中小企業制度資金の融資の対象者は次に掲げる要件を備える者とし、その融資の条件等は別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者、特定事業者又は組合で、原則として現に営む事業を1年以上（前条第1号及び第2号に掲げる資金にあつては、6月以上）継続して営んでいるものであること。ただし、同条第3号に掲げる資金にあつては新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人（県内に居住している者に限る。以下この号において同じ。）若しくは会社（開業して6月未満の個人及び会社を含む。）又は中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第6号の企業組合として県内で事業を開始しようとする者（開業して6月未満の企業組合を含む。）であること、前条第6号に掲げる資金にあつては県内に事業所を有する中小企業者若しくは組合で、現に事業を営んでいるもの又は新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人若しくは会社若しくは組合として県内で事業を開始しようとする者であることをもって足りる。
- (2) 県民税及び市町村民税を完納していること。

（取扱金融機関及び保証機関等）

第5条 中小企業制度資金の融資は、資金の種類ごとに別表第1に定める取扱金融

機関（以下「取扱金融機関」という。）を通じて行うものとし、その融資のすべてに、鹿児島県信用保証協会又は独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下「保証機関」という。）の保証を付するものとする。ただし、株式会社商工組合中央金庫鹿児島支店を通じて行う融資にあつては、同支店が特に認める場合は、保証を付さないことがある。

- 2 県は、前項の保証の円滑な推進を図るため、毎年度予算の範囲内において、保証機関に必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県が行う保証機関への必要な措置に関する事項は、別に定める。

（融資申込みの手続）

第6条 中小企業制度資金の融資を受けようとする者は、資金の種類ごとに作成した中小企業制度資金融資申込書（別記第1号様式。以下「申込書」という。）に、次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添えて、別表第1に定める融資申込受付機関（以下「受付機関」という。）に提出しなければならない。

資 金 の 種 類	添 付 書 類
各資金共通	信用保証委託申込書 県民税及び市町村民税の納税証明書 知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類 鹿児島県中小企業制度資金取扱要領に規定する書類
中小企業振興資金	共同生産等の事業を行う組合にあつては、組合共同事業融資対象認定申請書（別記第2号様式。鹿児島県中小企業団体中央会の認定を受けたものに限る。） 鹿児島県SDGs登録制度実施要綱（令和4年11月18日施行）第5条第1項の規定による登録を受けた者（以下「鹿児島県SDGs登録事業者」という。）にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言公表要領（令和2年5月18日に未来を拓くパートナーシップ構築推進会議が策定したものをいう。）に従いパートナーシップ構築宣言を行つた企業（以下「パートナーシップ構築宣言企業」という。）にあつては、中小企業庁が依頼する団体によりインターネットを利用して公表された当該宣言（以下「パートナーシップ構築宣言」という。）の写し かごしま「働き方改革」推進企業認定制度実施要領（平成

	30 年 6 月 11 日施行) 第 5 条第 1 項の規定による認定を受けた者（以下「働き方改革推進企業認定事業者」という。）にあつては、知事の認定証の写し
小規模企業活力応援資金	鹿児島県 S D G s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
創業支援資金	新規に商工団体の推薦を受けて事業を開始する者にあつては、開業計画書（別記第 3 号様式）及び創業支援資金融資推薦依頼書（別記第 4 号様式）並びにそれらの添付書類 認定特定創業支援等事業による支援を受けて事業を開始する者にあつては、市町村長の証明書 鹿児島県 S D G s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
事業承継対策資金	鹿児島県 S D G s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
事業活動継続支援資金	中小企業等経営強化法第 56 条第 1 項の規定により認定を受けた事業継続力強化計画に従つて対策を行う者にあつては、事業継続力強化計画認定通知書（変更の認定があつたときは、変更後のものを含む。）の写し 中小企業等経営強化法第 58 条第 1 項の規定により認定を受けた連携事業継続力強化計画に従つて対策を行う者にあつては、連携事業継続力強化計画認定通知書（変更の認定があつたときは、変更後のものを含む。）の写し 鹿児島県 S D G s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し

	パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
新分野開拓等支援資金	新分野開拓等支援資金事業計画書（別記第 6 号様式）及びその添付書類 鹿児島県 S D G s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
緊急災害対策資金	申込みを行う者が災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書 鹿児島県 S D G s 登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
緊急経営対策資金	倒産事業者に対し 50 万円以上の売掛金債権等を有する者又は最近 6 月若しくは 1 年間における倒産事業者との取引額が取引総額の 20 パーセント以上である者にあつては、倒産関連調書（別記第 7 号様式） 経済変動により売上金額が減少し、又は売上総利益の額の売上金額に占める割合（以下「売上総利益率」という。）若しくは営業利益の額の売上金額に占める割合（以下「営業利益率」という。）が低下している者にあつては、緊急経営対策資金（経済変動関連）融資対象該当申告書（別記第 8 号様式） 米国関税措置の影響により売上金額が減少している者にあつては、緊急経営対策資金（米国関税措置関連）融資対象該当申告書（別記第 9 号様式） 令和 8 年熊本地震の影響により売上金額が減少している者にあつては、緊急経営対策資金（令和 8 年熊本地震関連）融資対象該当申告書（別記第 10 号様式）

	鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
セーフティネット 対応資金	中小企業信用保険法第2条第5項各号のいずれかに該当することについて、同項の認定を受けたことを証する書類 鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
事業再生支援資金	鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
経営力強化資金	特定中小企業者にあつては、中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類 中小企業等経営強化法第14条第1項の規定により承認を受けた経営革新計画に従つて経営革新に係る事業を行う者にあつては、経営革新計画に係る承認通知書の写し 中小企業等経営強化法第17条第1項の規定により認定を受けた経営力向上計画に従つて経営力向上に係る事業を行う者にあつては、主務大臣の計画認定書の写し 中小企業等経営強化法第52条第1項の規定により認定を受けた先端設備等導入計画に従つて先端技術等の導入を行う者（以下「認定先端設備等導入事業者」という。）にあつては、認定先端設備等導入計画に係る認定書（変更の認定があつたときは、変更後のものを含む。）の写し 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第4項の規定により承認を受けた地

	域経済牽引事業計画（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って地域経済牽引事業を行う者（以下「承認地域経済牽引事業者」という。）にあつては、承認地域経済牽引事業計画に係る承認通知書（変更の承認があつたときは、変更後のものを含む。）の写し 鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
経営改善支援資金	県中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された早期経営改善計画に従って経営改善を行うものにあつては、計画策定費用支払通知書の写し 事業再構築補助金（中小企業等事業再構築促進補助金（新市場進出）交付規程（令和3年6月16日施行）に基づく補助金をいう。以下同じ。）又は新事業進出補助金（中小企業新事業進出促進補助金交付規程（令和7年4月21日施行）に基づく補助金をいう。以下同じ。）に係る計画の採択を受け、当該計画に従って経営改善を行うものにあつては、事業再構築補助金又は新事業進出補助金の交付決定通知書の写し 業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱に基づく補助金をいう。以下同じ。）に係る計画の採択を受け、当該計画に従って経営改善を行うものにあつては、業務改善助成金の交付決定通知書の写し 鹿児島県SDGs登録事業者にあつては、知事の登録証の写し パートナーシップ構築宣言企業にあつては、パートナーシップ構築宣言の写し 働き方改革推進企業認定事業者にあつては、知事の認定証の写し
物価高騰等対策特別資金	物価高騰の影響により売上総利益率若しくは営業利益率が低下している者にあつては、物価高騰等対策特別資金（物価高騰関連）融資対象該当申告書（別記第11号様式） 人件費上昇の影響により売上総利益率若しくは営業利益率

	が低下している者にあつては、物価高騰等対策特別資金（人件費上昇関連）融資対象該当申告書（別記第 12 号様式）
--	---

（融資の決定）

第 7 条 申込書を受理した受付機関（商工団体に限る。以下この条において同じ。）は、遅滞なく必要な調査を行い、次の各号に掲げる資金にあつては当該各号に掲げる書類を作成し、又は当該各号に掲げる書類の所定の欄に記入し、これらに受付機関が確認した申込書を添えて取扱金融機関に送付しなければならない。

- (1) 創業支援資金（別表第 1 創業支援資金の項融資対象の欄第 1 号イ及び第 2 号に係るものに限る。） 創業支援資金融資推薦書（別記第 5 号様式）
 - (2) 緊急経営対策資金（別表第 1 緊急経営対策資金の項融資対象の欄第 2 号及び第 3 号に係るものに限る。） 緊急経営対策資金（経済変動関連）融資対象該当申告書（別記第 8 号様式）、緊急経営対策資金（米国関税措置関連）融資対象該当申告書（別記第 9 号様式）又は緊急経営対策資金（令和 8 年熊本地震関連）融資対象該当申告書（別記第 10 号様式）
 - (3) 物価高騰等対策特別資金 物価高騰等対策特別資金（物価高騰関連）融資対象該当申告書（別記第 11 号様式）又は物価高騰等対策特別資金（人件費上昇関連）融資対象該当申告書（別記第 12 号様式）
- 2 取扱金融機関は、前項の申込書を受理した場合は、必要な調査を行い、保証機関及び必要に応じ知事と協議の上、融資の適否及びその内容を決定し、受付機関に通知するものとする。
- 3 受付機関は、前項の通知を受けた場合は、その内容を遅滞なく申込書を提出した者に通知するものとする。

第 8 条 申込書を受理した受付機関（商工団体を除く。）は、遅滞なく必要な調査を行い、前条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる資金にあつては当該各号に掲げる書類の所定の欄に記入し、取扱金融機関として、保証機関及び必要に応じ知事と協議の上、融資の適否及びその内容を決定し、申込書を提出した者に通知するものとする。

（一時償還等）

第 9 条 取扱金融機関は、中小企業制度資金の融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、知事と協議の上、当該資金の全部又は一部について一時償還又は融資利率の変更を請求することができる。

- (1) 融資を受けた資金を目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により融資を受けたとき。
- (3) 資金の償還を怠ったとき。

（融資の条件の変更）

第10条 取扱金融機関は、中小企業制度資金の融資を受けた者から当該融資に係る次の表の左欄に掲げる期間の変更の申込みを受けた場合は、必要な調査を行い、保証機関と協議の上、それぞれ同表の右欄に定める期間を限度として当該融資に係る同表の左欄に掲げる期間の変更を決定することができる。

融資期間	別表第1に定める融資期間
据置期間	別表第1に定める据置期間

- 2 取扱金融機関は、中小企業制度資金の融資を受けた者から当該融資に係る償還方法の変更の申込みを受けた場合は、必要な調査を行い、保証機関と協議の上、当該融資に係る償還方法の変更を決定することができる。

(報告書等の提出等)

第11条 第3条第3号に掲げる資金の融資を受けた中小企業者(スタートアップ創出促進保証制度要綱(令和5年2月6日付け20230130中庁第3号中小企業庁長官通知)に基づく保証を受けたものに限る。)は、当該中小企業者の会社を設立した日の属する年から起算して3年目及び5年目(保証を付した日の属する年が会社を設立した日の属する年から起算して4年目以後である場合には、5年目)に、取扱金融機関に当該中小企業者の健全な企業経営を行うために求められる管理体制の整備状況について県中小企業活性化協議会の確認を受けたことが分かる書類(次項において「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」という。)の写しを提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、保証機関に対し、前項の県中小企業活性化協議会による確認を受けた月の翌月以後に到来する4月又は10月のいずれか早い月に、ガバナンス体制の整備に関するチェックシートの写しを提出するものとする。
- 3 取扱金融機関が前項に規定する書類を提出しなかつた場合において、当該取扱金融機関が代位弁済の請求をするときは、保証機関にその理由を記載した書面を提出するものとする。

第12条 第3条第13号に掲げる資金の融資を受けた中小企業者は、3月に1回、取扱金融機関に別表第1事業再生支援資金の項融資対象の欄第1号に掲げる計画(次項及び第3項において「事業再生の計画」という。)又は経営改善の計画(認定経営革新等支援機関(中小企業等経営強化法第31条第2項の認定経営革新等支援機関をいう。以下同じ。)の支援を受けて策定した事業計画をいう。以下同じ。)の実施状況を報告しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、前項の中小企業者に対し、必要に応じて事業再生の計画の策定を支援した機関等又は認定経営革新等支援機関と連携を図りながら、事業再生の計画のフォローアップ又は経営改善の計画の策定支援並びにこれらの計画に従って行われる事業の実施に関し、必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 取扱金融機関は、原則として3年間にわたり、保証機関に対し、第1項の中小企業者の事業年度ごとに、当該中小企業者の事業再生の計画又は経営改善の計画

の実施状況、取扱金融機関並びに認定経営革新等支援機関の経営支援状況並びに前項の指導及び助言の実施状況を報告するものとする。

- 4 前条第3項の規定は、取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかった場合について準用する。

第12条の2 第3条第14号に掲げる資金の融資を受けた特定中小企業者その他の中小企業者又は組合は、3月に1回、取扱金融機関に別表第1経営力強化資金の項融資対象の欄に掲げる計画書に記載する計画（次項、第3項及び第5項において「事業行動の計画」という。）の実施状況及び経営状況を報告しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、認定経営革新等支援機関と連携し、前項の特定中小企業者その他の中小企業者又は組合に対し、必要に応じて事業行動の計画の見直し及び事業行動の計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- 3 取扱金融機関は、事業行動の計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、保証機関に対し、第1項の特定中小企業者その他の中小企業者又は組合の事業年度毎に、当該特定中小企業者その他の中小企業者又は組合の保証制度の利用状況、事業行動の計画の実施状況及び財務状況並びに取扱金融機関及び認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告するものとする。
- 4 第11条第3項の規定は、取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかった場合について準用する。
- 5 取扱金融機関は、第1項の特定中小企業者その他の中小企業者又は組合の事業行動の計画の実施状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、当該特定中小企業者その他の中小企業者又は組合に対し、必要に応じて、当該計画の修正に係る指導、助言又は追加の経営支援を行うものとする。

第12条の3 特定中小企業者又は特例中小企業者が第3条第12号（別表第1セーフティネット対応資金の項融資対象の欄第2号に係るものに限る。）又は第3条第17号に掲げる資金の融資（据置期間が1年を超えるものに限る。）を受けた場合は、取扱金融機関は、据置期間中において6月に1回、保証機関に当該特定中小企業者又は特例中小企業者の業況に関する報告書を提出するものとする。

- 2 第11条第3項の規定は、取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかった場合について準用する。

第12条の4 新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けた中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する特定中小企業者が第3条第12号、第18号又は第19号に掲げる資金の融資を受けた場合は、取扱金融機関は、融資を行った日から5年（当該融資期間が5年未満である場合には、当該融資期間の年数）にわたりモニタリングを実施して当該特定中小企業者の経営状態を把握し、当該特定中小企業者の経営課題に対する必要な支援を行うものとする。

- 2 取扱金融機関は、6月に1回、保証機関に対し、前項の規定により把握した経営状態と併せて、当該特定中小企業者の経営課題に対する支援状況に関する報告書を提出するものとする。ただし、当該報告書を提出しようとする時点における当該特定中小企業者の直前の決算の経常利益又は経常損失の額に減価償却費の額を加算した額が零を上回り、かつ、貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額を上回る場合は、この限りでない。
- 3 第11条第3項の規定は、取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかった場合について準用する。

第12条の5 第3条第18号に掲げる資金の融資を受けた特定中小企業者又は特例中小企業者は、3月に1回、取扱金融機関に別表第1新型コロナウイルス関連事業継続支援資金の項融資対象の欄に掲げる計画書に記載する計画（次項及び第3項において「経営行動の計画」という。）の実施状況を報告しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、前項の特定中小企業者又は特例中小企業者に対し、必要に応じて経営行動の計画の見直し及び経営行動の計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- 3 取扱金融機関は、保証機関に対し、経営行動の計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、第1項の特定中小企業者又は特例中小企業者の事業年度ごとに、当該特定中小企業者又は特例中小企業者の経営行動の計画の実施状況及び財務状況並びに取扱金融機関の経営支援状況を報告するものとする。
- 4 第11条第3項の規定は、取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかった場合について準用する。

第12条の6 第3条第19号に掲げる資金の融資を受けた特定中小企業者その他の中小企業者又は組合は、3月に1回、取扱金融機関に別表第1伴走支援型借換支援資金の項融資対象の欄に掲げる計画書に記載する計画（次項及び第3項において「経営行動の計画」という。）の実施状況を報告しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、前項の特定中小企業者その他の中小企業者又は組合に対し、必要に応じて経営行動の計画の見直し及び経営行動の計画を進めるための経営支援を行うものとする。
- 3 取扱金融機関は、保証機関に対し、経営行動の計画を策定した日の属する事業年度から5事業年度にわたり、第1項の特定中小企業者その他の中小企業者又は組合の事業年度ごとに、当該特定中小企業者その他の中小企業者又は組合の経営行動の計画の実施状況及び財務状況並びに取扱金融機関の経営支援状況を報告するものとする。
- 4 第11条第3項の規定は、取扱金融機関が前項に規定する報告書を提出しなかった場合について準用する。

（調査）

第 13 条 知事、取扱金融機関及び保証機関は、この要綱の目的が適正に達成されるために必要があると認めるときは、融資を受けた者の資金使途等について調査することができる。

(協力)

第 14 条 この要綱の目的を達成するため、県、市町村、商工団体、保証機関及び取扱金融機関は、相互に連絡を密にし、中小企業制度資金の融資に関する事業の円滑な運営に努めるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 鹿児島県工業振興資金融資要綱（昭和 44 年鹿児島県告示第 1327 号）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に行われた融資については、なお従前の例による。
- 4 令和 2 年 3 月 2 日から同月 31 日までの間において、保証機関が取扱金融機関から第 3 条第 11 号に掲げる資金の融資に係る保証の協議を受けた場合における別表第 1 セーフティネット対応資金の項の規定の適用については、同項中「年 0.65 %」とあるのは「年 0.65 %（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号に該当する特定中小企業者にあつては、年 0 %）」とする。

(省略)

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の表緊急経営対策資金の項の改正規定、別表第 1 商店街活性化資金の項の改正規定（「第 3 条第 3 号及び第 4 号ア」を「第 3 条第 4 号」に改める部分に限る。）及び別表第 2 備考 1 の改正規定は、同年 3 月 30 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定（改正後の要綱第 10 条第 1 項の規定を除く。）は、改正後の要綱第 6 条に規定するあつせん機関又は取扱金融機関が平成 22 年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第 6 条に規定するあつせん機関又は取扱金融機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる融資に関する改正後の要綱第 10 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「別表第 1 に定める融資期間」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後の要綱別表第 1 に定める融資期間が 5 年以内の資金に係る融資	7 年
改正後の要綱別表第 1 に定める融資期間が 7 年以内の資金に係る融資で、改正後の要綱第 7 条第 2 項の規定により決定した融資期間が 5 年を超えるもの	10 年
改正後の要綱別表第 1 に定める融資期間が 10 年以内の資金に係る融資で、改正後の要綱第 7 条第 2 項の規定により決定した融資期間が 7 年を超えるもの	15 年

- 4 次の表の左欄に掲げる融資に関する改正後の要綱第 10 条第 1 項の規定の適用については、当分の間、同項の表中「別表第 1 に定める据置期間」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後の要綱別表第 1 に定める据置期間が 6 月以内の資金に係る融資	12 月
改正後の要綱別表第 1 に定める据置期間が 12 月以内の資金に係る融資で、改正後の要綱第 7 条第 2 項の規定により決定した据置期間が 6 月を超えるもの	24 月
改正後の要綱別表第 1 に定める据置期間が 18 月以内の資金に係る融資で、改正後の要綱第 7 条第 2 項の規定により決定した据置期間が 6 月を超え 12 月以内のもの	24 月
改正後の要綱別表第 1 に定める据置期間が 18 月以内の資金に係る融資で、改正後の要綱第 7 条第 2 項の規定により決定した据置期間が 12 月を超えるもの	36 月
改正後の要綱別表第 1 に定める据置期間が 24 月以内の資金に係る融資で、改正後の要綱第 7 条第 2 項の規定により決定した据置期間が 12 月を超えるもの	36 月

- 5 前 2 項の規定にかかわらず、取扱金融機関が中小企業制度資金の融資を受けた者から平成 22 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において当該融資に係る融資期間又は据置期間の変更の申込みを受けた場合における改正後の要綱第 10 条第 1 項の規定の適用については、同項中「それぞれ同表の右欄に定める期間を限度として当該融資」とあるのは、「当該融資」とする。

(省略)

附 則

- この要綱は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。
- 改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「旧要綱」という。）第 5 条第 1 項に規定する保証機関（以下「保証機関」という。）が平成 30 年 3 月 31 日までに受理した申込みに係る中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 2 条第 5 項第 5 号に該当する特定中小企業者に対する旧要綱第 3 条第 10 号に掲げる資金の融資に関する旧要綱第 5 条第 1 項に規定する取扱金融機関の保証機関への報告書の提出等については、旧要綱第 11 条の規定は、この要綱の施行後も、

なお効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が平成 30 年 10 月 1 日以後に受理する中小企業制度資金融資申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資あつせん機関又は取扱金融機関が受理した中小企業制度資金融資あつせん申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が平成 31 年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中鹿児島県中小企業制度資金融資要綱附則に 1 項を加える改正規定は、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が令和 2 年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が令和 2 年 5 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行し、改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が同年 5 月 1 日以後に受理した申込書に係る資金の融資について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱第 5 条第 1 項に規定する保証機関が令和 2 年 6 月 19 日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第 5 条第 1 項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱第 5 条第 1 項に規定する保証機関が令和 3 年 1 月 29 日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第 5 条第 1 項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が令和 3 年 4 月 1 日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第 1 に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 2 月 25 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱第 5 条第 1 項に規定する保証機関が令和 4 年 2 月 25 日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企

業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和4年4月1日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月28日から施行する。
- 2 この要綱（第12条第1項の改正規定（「第21条第2項」を「第31条第2項」に改める部分に限る。）を除く。）による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和4年6月28日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月28日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和4年10月28日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月27日から施行する。
- 2 この要綱（別表第1原油・原材料高騰等対策特別資金の項及び新型コロナウイルス関連事業継続支援資金の項の改正規定並びに同表備考の改正規定（「事業活動継続支援資金(5)」の次に「、原油・原材料高騰等対策特別資金」を加える部分に限る。）を除く。）による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和5年1月27日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機

関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和5年4月1日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月4日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和5年7月4日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和6年4月1日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月19日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱第5条第1項に規定する保証機関が令和6年7月19日以後に保証を付する資金の融資について適用し、同日前に改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第5条第1項に規定する保証機関が保証を付した資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正

後の要綱」という。)の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和7年1月1日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和7年4月1日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月24日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和7年7月24日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和8年4月1日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年9月30日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、改正後の要綱別表第1に定める融資申込受付機関が令和8年9月30日以後に受理する申込書に係る資金の融資について適用し、同日前に同条の規定による改正前の鹿児島県中小企業制度資金融資要綱別表第1

に定める融資申込受付機関が受理した申込書に係る資金の融資については、なお従前の例による。

別表第1（第4条－第6条関係）

区分 資金の種類	融資対象	融 資 条 件								融 資 受 付 機 関	取 扱 金 融 機 関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
中小企業振興資金	次のいずれかに該当するもの (1) 中小企業者 (2) 組合 (3) 共同生産、共同加工、共同購入、共同販売、共同運送、共同保管等の共同経営事業（貸付事業を除く。）を行う組合で、鹿児島県中小企業団体中央会の認定を受けたもの	運転設備 設備	5,000万円 7,000万円	7年以内（12月以内の据置きを含む。） 15年以内（12月以内の据置きを含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.95%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年2.15%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.25%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.45%以内 内又は変動金利 融資期間が7年を超えて10年以内の融資年2.55%以内 内又は変動金利 融資期間が10年を超える融資変動金利 ただし、変動金利については別に定める。	月賦均等割 ただし、融資期間が1年以内の融資については一括均割	保証機関の定めるところによる。	保証機関の定めるところによる。	別表第2に定める率	中小企業者については、各商工会議所若しくは各商工会又はこの項の取扱金融機関の欄に掲げる金融機関組合にあつては、鹿児島県中小企業団体中央会又はこの項の取扱金融機関の欄に掲げる金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、福岡銀行鹿児島営業部、肥後銀行鹿児島支店、宮崎銀行（県内営業店に限る。）、西日本シティ銀行鹿児島支店、熊本銀行（県内営業店に限る。）、宮崎太陽銀行（県内営業店に限る。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店
小規模企業活力支援資金	小規模企業者	運転設備	2,000万円 ただし、保証機関の保証付融資残高（根保証額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規融資に限る。	運転5年以内（6月以内の据置きを含む。） 7年以内（6月以内の据置きを含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.95%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年2.15%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.25%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.45%以内 内又は変動金利	同上	同上	同上	同上	同上	同上
創業支援資金	次の要件のいずれかに該当するもの (1) 新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人（県内に居住しているものに限る。以下この項において同じ。）及び会社（開業して5年未満の個人及び会社を含む。）で次のいずれかに該当するもの（スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を受けるもののうち、保証の申込み時において事業を開始してから1回目の確定申告納付が終了していないものにあつ	同上	2,000万円	運転7年以内（12月以内（取扱金融機関において保証機関がスタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を付した資金の融資と同時に保証機関が保証を付していない融資を実施する場合又はスタートアップ	融資期間が1年以内の融資年1.85%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年2.05%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.15%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.35%以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資年2.45%以内	月賦均等割	同上	同上	ア 融資対象の (1) 女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。） a 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業	中小企業者にあつては、各商工会議所又は各商工会企業組合にあつては、鹿児島県中小企業団体中央会	同上

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 機 申込付関	取扱金融機関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
	ては、事業開始に必要とする額の10%以上の自己資金を有するものに限る。） ア 6月以内に新たに事業を開始しようとする個人及び新たに会社を設立しようとする個人並びに会社で認定創業支援等事業により支援を受けて創業を行うおうとするもの イ 1月以内に新たに事業を開始しようとする個人及び2月以内に新たに会社を設立しようとする個人並びに会社で次の要件のいずれにも該当するもの (7) 適切で確実な事業計画及び経営能力を有する者 (4) 本件融資を受けて開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者 (2) 新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人及び会社（開業して6月未満の個人及び会社を含む。）並びに中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第6号の企業組合として県内で事業を開始しようとする者（開業して6月未満の企業組合を含む。）で次の要件のいずれにも該当するもの ア 適切で確実な事業計画及び経営能力を有する者 イ 本件融資を受けて開業することにより、地域経済の活性化に寄与するものとして、商工団体の長が推薦した者			ブ創出促進保証制に基づく申込み時に保証機関が保証していない融資が残る場合又は36月以内の据置きを含む。） 設備10年以内（12月以内）（取扱金融機関において保証機関がスタートアップ創出促進保証制度要綱に基づき保証した資金の融資金と保証機関が保証していない融資を実行する場合又はスタートアップ創出促進保証制に基づく保証の申込み時に保証機関が保証していない融資が残る場合又は36月以内の据置きを含む。） （融資対象(2)については、運転は7年以内（24月以内）の据置きを含む。） 設備は10年以内（36月以内）の据置きを含む。）					認定事業者 年0.26% （スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を受けているものにあつては、年0.46%） b その他のもの 年0.36% （スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を受けているものにあつては、年0.56%） (4) その他のもの a 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者 年0.58% （スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を受けているものにあつては、年0.78%） b その他のもの 年0.68% （スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を受けているものにあつては、年0.88%） イ 融資対象の(2)別表第2に定める率		

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 付 機 関	取扱金融機関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
新事業 チャレンジ 資金	中小企業者、特定事業者（中小企業等経営強化法第2条第5項に規定する特定事業者に限る。以下この項において同じ。）及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの（特定事業者にあつては、(2)に掲げるものに限る。） (1) 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は回路配置利用権に限る。）に係る技術等を生かして事業を営む者 (2) 中小企業等経営強化法第14条第1項の規定により承認を受けた経営革新計画に基づいて事業を営む者 (3) 公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「かごしま産業支援センター」という。）が行う事業で知事が指定したものの採択を受けた者でその技術等を生かして事業を営むもの (4) 県が行うトライアル発注制度に基づく製品等の選定を受けた者でその技術等を生かして事業を営むもの (5) 知事が特に新規性があるとして認めた技術等を生かして事業を営む者	同上	5,000万円	運転 7年以内 の据置き を含む。 設備 10年以内 の据置き を含む。	融資期間が1年以内の融資 年1.7%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資 年1.9%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資 年2.0%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資 年2.2%以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資 年2.3%以内	同上	同上	同上	別表第2に定める率（融資対象の(2)にあつては、年0.31%（鹿児島県SDGs登録事業者又はパートナーシップ構築宣言企業にあつては、年0.21%）	中小企業者にあつては、各商工会若しくは各商工会又はこの取扱金融機関の欄に掲げる金融機関組合にあつては、鹿児島県中小企業団体中央会又はこの取扱金融機関の欄に掲げる金融機関	同上
成長企業 応援資金	中小企業者、特定事業者（中小企業等経営強化法第2条第5項又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第2条第4項に規定する特定事業者をいう。以下この項において同じ。）及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの（特定事業者にあつては、(1)又は(2)に掲げるものに限る。） (1) 中小企業等経営強化法第17条第1項の規定により認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業を営む者 (2) 承認地域経済牽引事業者 (3) デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組を行う者 (4) カーボンニュートラルの実現に向けた取組を行う者	同上	1億5,000万円	運転 7年以内 の据置き を含む。 設備 15年以内 の据置き を含む。	融資期間が1年以内の融資 年1.7%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資 年1.9%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資 年2.0%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資 年2.2%以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資 年2.3%以内 融資期間が10年を超える融資 変動金利	同上	同上	同上	別表第2に定める率（融資対象の(1)にあつては、年0.79%（鹿児島県SDGs登録事業者又はパートナーシップ構築宣言企業にあつては、年0.69%）、融資対象の(2)にあつては、年0.64%（鹿児島県SDGs登録事業者又はパートナーシップ構築宣言企業にあつては、年0.54%）、融資対象の(3)のうち、認定先端設備等導入事業者にあつては、年0.64%（鹿児島県SDGs登録事業者又はパートナーシップ構築宣言企業にあつては、年0.54%）	同上	同上

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 付 機	取 扱 金 融 機 関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
事業承継対策資金	県内に事業所を有する中小企業者又は組合で、現に営む事業を1年以上継続して営んでいるものの事業を承継しようとする者であつて、次のいずれかに該当するもの（(1)に該当する者にあつては、事業を承継して5年以内の者（会社及び組合にあつては、代表者を変更して5年以内の者を含む。）を含む。） (1) 県内に事業所を有する中小企業者及び組合で現に事業を営んでいるもの (2) 新規に中小企業者として県内で事業を開始しようとする個人（県内に居住している者に限る。）及び会社並びに組合として県内で事業を開始しようとする者 (3) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の認定を受けて事業承継を行おうとする者 (4) 鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者	同上	3,000万円	運転7年以内（24月以内の据置きを含む。）設備10年以内（36月以内の据置きを含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.85％以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年2.05％以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.15％以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.35％以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資年2.45％以内	同上	同上	同上	別表第2に定める率	同上	同上
事業活動継続支援資金	中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの (1) 事業用建築物（中小企業者又は組合が県内に有するものに限る。以下この項において同じ。）の耐震診断を行おうとする者 (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物（当該耐震診断の結果を既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会（次号において「判定委員会」という。）が証するものに限る。(3)及び(4)において同じ。）の補強設計を行おうとする者	同上	2億8,000万円（融資対象の(5)にあつては、8,000万円）	運転15年以内（24月以内の据置きを含む。）設備20年以内（36月以内の据置きを含む。）（融資対象の(5)にあつては、運転は7年以内（24月以内の据置きを含む。））、設備は15年以内（36月以内の据置きを含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.85％以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年2.05％以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.15％以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.35％以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資年2.45％以内 融資期間が10年を超える融資変動金利	同上	同上	同上	別表第2に定める率（融資対象の(5)にあつては、年0.63％（鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者にあつては、年0.53％）	同上	同上

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 機 資 込 付 関	取扱金融機関
		資 金 途 使	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
	(3) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物の耐震改修計画（平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）に定める基準に適合していることを判定委員会が証するものに限る。）に従つて、事業用建築物の耐震改修を行おうとする者 (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された事業用建築物の建替えを行おうとする者 (5) 中小企業等経営強化法第56条第1項の規定により事業継続力強化計画の認定を受けて事業継続力強化を行おうとする者及び同法第58条第1項の規定により連携事業継続力強化計画の認定を受けて連携事業継続力強化を行おうとする者										
新分野 開拓等 支援資 金	中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの (1) 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は回路配置利用権に限る。）に係る技術等を生かして事業を営む者 (2) 公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「かごしま産業支援センター」という。）が行う事業で知事が指定したものの採択を受けた者でその技術等を生かして事業を営むもの (3) デジタル・トランスフォーメーションの実現に向けた取組を行う者 (4) カーボンニュートラルの実現に向けた取組を行う者	同上	1 億 5,000 万円	運転 7 年以内 （24月以内の据置きを含む。） 設備 10年以内 （36月以内の据置きを含む。）	融資期間が 1 年以内の融資 年 1.85 % 以内 融資期間が 1 年を超えて 3 年以内の融資 年 2.05 % 以内 融資期間が 3 年を超えて 5 年以内の融資 年 2.15 % 以内 融資期間が 5 年を超えて 7 年以内の融資 年 2.35 % 以内 融資期間が 7 年を超えて 10 年以内の融資 年 2.45 % 以内	同上	同上	同上	別表第 2 に定める率	同上	同上

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 付 機	取扱金融機関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
緊急災害対策資金	中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下この表及び別表第2において、「激甚災害法」という。）第12条に規定する特例が適用された者及び激甚災害法第2条第1項に規定する激甚災害と原因を同じくして発生した災害であると知事が認める災害により被害を受けた者（いずれも県内における災害により被害を受けた者に限る。） (2) 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の災害により被害を受けた者及び同条の災害と原因を同じくして発生した災害であると知事が認める災害により被害を受けた者（いずれも県内における災害により被害を受けた者に限る。） (3) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に規定する自然災害により被害を受けた者及び同号に規定する自然災害と原因を同じくして発生した災害であると知事が認める災害により被害を受けた者（いずれも県内における災害により被害を受けた者に限る。） (4) 知事が特に認める災害により被害を受けた者	運転	2,000万円	7年以内（24月以内の措置を含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.75%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年1.95%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.05%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.25%以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資年2.35%以内	同上	同上	同上	別表第2に定める率（融資対象の(1)のうち、激甚災害法第12条に規定する特例が適用された者にあつては、年0%）	同上	同上
		設備	3,000万円	10年以内（36月以内の措置を含む。）							
緊急経営対策資金	中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの (1) 倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権若しくは前渡金返還請求権を有する者又は最近6月若しくは1年間における倒産事業者との取引額が取引総額の20%以上である者 (2) 最近の経済変動による売上金額の減少又は売上総利益率若しくは営業利益率の低下が次	運転 設備	運転資金にあつては、2,000万円 設備資金にあつては、3,000万円	運転7年以内（24月以内の措置を含む。） 設備10年以内（36月以内の措置を含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.75%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年1.95%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.05%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.25%以内 融資期間が7年を超えて10	同上	同上	同上	別表第2に定める率	同上	同上

区分 資金の種類	融 資 対 象	融		資		条 件				融 申 受 機	資 込 付 関	取扱金融機関
		資 金 使	限 度 額	期 間	利 率	償 方	還 法	連 帯 保 証 人	担 保			
	のいずれかに該当し、かつ、取引金融機関からの支援が確実に見込まれるもの ア 最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて10%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること。 イ 最近3月間又は6月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれること。 ウ 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上であること。 (3) 米国関税措置の影響により最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれるもののうち、融資に係る保証の協議が令和9年3月31日までに行われるもの (4) 令和8年熊本地震の影響により最近1月間の売上金額が前年同期の売上金額に比べて5%以上減少しており、かつ、今後も売上金額の減少が見込まれるもののうち、融資に係る保証の協議が令和9年3月31日までに行われるもの				年以内の融資 年2.35%以内							

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 機 資 込 付 関	取扱金融機関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
原油・原材料高騰等対策特別資金	中小企業者又は組合で次の要件のいずれにも該当するもの (1) 最近1月間又は3月間の原油、原材料その他知事が別に定めるもの（以下「原材料等」という。）のうち少なくとも1品目の平均仕入れ単価が前年同期の平均仕入れ単価に比べて10%以上上昇した者 (2) 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上である者	運転	2,000万円	5年以内（24月以内の据置きを含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.6%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年1.8%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年1.9%以内	同上	同上	同上	年0%	同上	同上
セーフティネット対応資金	(1) 次の要件のいずれかに該当するものの（イに掲げるものにあつては、（2）に掲げるものを除く。） ア 中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかに該当する特定中小企業者 イ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号又は第8号に該当する特定中小企業者 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者（新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したものに限る。）のうち、融資に係る保証の協議が令和3年3月31日までに行われ、かつ、融資が同年5月31日までに行われるもの	運転設備	5,000万円	運転 7年以内（24月以内の据置きを含む。） 設備 10年以内（36月以内の据置きを含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.75%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年1.95%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.05%以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.25%以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資年2.35%以内	同上	同上	同上	融資対象のAにあつては年0.65%（鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者にあつては、年0.55%）、融資対象のイにあつては年0.62%（鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者にあつては、年0.52%）	同上	同上
	(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者（新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したものに限る。）のうち、融資に係る保証の協議が令和3年3月31日までに行われ、かつ、融資が同年5月31日までに行われるもの	同上	6,000万円 ただし、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金との合計で6,000万円の範囲内となる融資に限る。	10年以内（60月以内の据置きを含む。）	同上	同上	同上	同上	年0.425%（経営者保証を免除するものにあつては、0.525%）	同上	鹿児島銀行、南日本銀行、福岡銀行鹿児島営業部、肥後銀行鹿児島支店、宮崎銀行（県内営業店に限る。）、西日本シティ銀行鹿児島支店、熊本銀行（県内営業店に限る。）、宮崎太陽銀行（県内営業店に限る。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、鹿児島県信用農業協同組合連合会

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 申 受 機	取 扱 金 融 機 関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
事業再生支援資金	中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの (1) 次のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行うもの ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画 イ 県中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ウ 産業競争力強化法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 オ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ク 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であつて、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ケ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行つた投資事業有限責任組合が策定を支援	同上	5,000万円	15年以内（12月以内（資材高騰、物価高及び人手不足等の影響を受けているもののうち、融資に係る保証の協議が令和9年3月31日までに終わるもの）にあつては36月以内、融資対象の（2）であつて新たな事業資金の追加を含む場合は24月以内）の据置きを含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.75％以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年1.95％以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.05％以内 融資期間が5年を超えて7年以内の融資年2.25％以内 融資期間が7年を超えて10年以内の融資年2.35％以内 融資期間が10年を超える融資変動金利	同上	同上	同上	ア 融資対象の（1） （イ） 資材高騰、物価高及び人手不足等の影響を受けているもののうち、融資に係る保証の協議が令和9年3月31日までに終わるものにあつては年0.3％（鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者にあつては、年0.2％） （ii） 責任共有制度の対象である保証がある者（イ）に掲げるものを除く。） 年0.48％（鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者にあつては、年0.38％） （iii） その他のもの 年0.68％（鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者にあつては、年0.58％） イ 融資対象の（2）別表第2に定める率	この取扱金融機関の掲げる金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、福岡銀行鹿児島営業部、肥後銀行鹿児島支店、宮崎銀行（県内営業店に限る。）、西日本シティ銀行鹿児島支店、熊本銀行（県内営業店に限る。）、宮崎太陽銀行（県内営業店に限る。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 付 機	取 扱 金 融 機 関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
	した再建計画 サ 経営サポート 会議（信用保証 協会、債権者た る金融機関その 他の関係者が一 堂に会し、中小 企業者ごとに経 営支援の方向 性、内容等を検 討する場をい う。）による検 討に基づき作成 し又は決定され た事業再生の計 画 シ 中小企業等経 営強化法第31条 第2項に規定す る認定経営革新 等支援機関が経 営改善計画策定 支援事業により 策定を支援した 事業再生の計画 (2) 保証機関の保証 付き借入金の残高 の全部又は一部に ついて返済条件の 緩和を行っている 者で、経営改善の 計画を策定し、既 往の借入金の借換 え（新たな事業資 金の追加を含む。） を行うもの										
経営力 強化資金	中小企業者、特定 事業者（中小企業等 経営強化法第2条第 5項又は地域経済牽 引事業の促進による 地域の成長発展の基 盤強化に関する法律 第2条第4項に規定 する特定事業者をい う。以下この項にお いて同じ。）及び組 合で次の要件のいず れかに該当するもの （特定事業者にあつ ては、(1)、(2)又は(5) に掲げるものに限 る。） (1) 中小企業等経営 強化法第14条第1 項の規定により承 認を受けた経営革 新計画に基づいて 事業を営む者 (2) 中小企業等経営 強化法第17条第1 項の規定により認 定を受けた経営力 向上計画に基づい て事業を営む者 (3) 次の要件のいず れかに該当するも ののうち、金融機 関及び認定経営革 新等支援機関の支 援を受けながら、 自ら事業計画の策 定並びに計画の実 行を行う中小企業 者 ア 中小企業信用	同上	同上	ア 融資 対象の (3) 運 転 5年以 内（12 月以内 の据置 きを含 む。） 設備 7年以 内（12 月以内 の据置 きを含 む。） （保証 付きの 既往の 借入金 を借り 換える 場合 は、10 年以内 （12月 以内の 据置き を含む。 ）） イ その 他のも の運 転 7年以 内（24 月以内 の据置	融資期間が1 年以内の融資 年1.75%以 内 融資期間が1 年を超えて3 年以内の融資 年1.95%以 内 融資期間が3 年を超えて5 年以内の融資 年2.05%以 内 融資期間が5 年を超えて7 年以内の融資 年2.25%以 内 融資期間が7 年を超えて10 年以内の融資 年2.35%以 内	同上	同上	同上	ア 融資対象の (1) 年0.31% （鹿児島県S DGs登録事 業者、パート ナークス構 築宣言企業又 は働き方改革 推進企業認定 事業者にあつ ては、年0.21 %） イ 融資対象の (2) 年0.79% （鹿児島県S DGs登録事 業者、パート ナークス構 築宣言企業又 は働き方改革 推進企業認定 事業者にあつ ては、年0.69 %） ウ 融資対象の (3)のア 年0.48% （鹿児島県S DGs登録事 業者、パート ナークス構 築宣言企業又 は働き方改革 推進企業認定 事業者にあつ ては、年0.38 %） エ 融資対象の	同上	同上

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 機 資 込 付 関	取扱金融機関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 担 保 人	担 保	保 証 料 率		
	保険法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者（新型コロナウイルス感染症関連の保証付きの既往の借入金を借り換える場合に限る。） イ その他のもの (4) 認定先端設備等導入事業者 (5) 承認地域経済牽引事業者			きを含む。） 設備 10年以内（36月以内の据置きを含む。）					(3)のイ 別表第2に定める率 オ 融資対象の (4) 年0.64% （鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者にあつては、年0.54%） カ 融資対象の (5) 年0.64% （鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者にあつては、年0.54%）		
経営改善支援資金	中小企業者及び組合で次の要件のいずれかに該当するもの (1) 県中小企業活性化協議会の指導又は助言を受けて作成された早期経営改善計画に基づいて経営改善を行うもの（融資申込みを行う年度の前年度以前に作成した早期経営改善計画の計画期間内であるものを含む。） (2) 県よろず支援拠点による継続的な経営支援を受けながら経営改善を行うもの（融資申込みを行う年度中に県よろず支援拠点で経営に関する相談を行い、さらに継続して経営支援を受けるものに限る。） (3) 事業再構築補助金又は新事業進出補助金に係る計画の採択を受け、当該計画に基づいて経営改善を行うもの（融資申込みを行う年度の前年度以前に交付決定を受けた申請に係る計画の補助事業実施期間内であるものを含む。） (4) 業務改善助成金に係る計画の採択を受け、当該計画に基づいて経営改善を行うもの（融資申込みを行う年度の前年度以前に交付決定を受けた申請に係る計画の	同上	同上	運転 7年以内（24月以内の据置きを含む。） 設備 10年以内（36月以内の据置きを含む。）	同上	同上	同上	同上	別表第2に定める率	中小企業者にあつては、各商工所若しくは各商工又はこの取扱金融機関に掲げる金融機関組合にあつては、鹿児島県中小企業団体中央会又はこの取扱金融機関に掲げる金融機関	同上

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 機 資 込 付 関	取扱金融機関
		資 金 途 使	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
	事業実施期間内であるものを含む。 (5) 前年度と比較して、当年度の事業所内の最低賃金を3%以上引き上げたもの（融資申込時点での最低賃金が鹿児島県の最低賃金以上である場合に限る。）										
物価高騰等対策特別資金	中小企業者又は組合で次の要件のいずれかに該当し、融資に係る保証の協議が令和9年3月31日までに行われるもの (1) 物価高騰関連 以下のいずれにも該当するもの ア 最近1年間のいずれかの1月間の原材料等のうち少なくとも1品目の平均仕入れ単価が前年同期の平均仕入れ単価に比べて5%以上上昇したもの イ アの平均仕入れ単価が上昇した品目に係る製品・サービス等の価格転嫁を行ったもの ウ 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上である者 (2) 人件費上昇関連 以下のいずれにも該当するもの ア 最近1年間のいずれかの1月間の人件費と労務費の合計（1人当たり又は総額）が前年同期の人件費と労務費の合計（1人当たり又は総額）に比べて3%以上上昇したもの イ 最近3月間又は6月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が3%以上である者	運転	2,000万円	5年以内（12月以内の据置きを含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.75%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年1.95%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年2.05%以内	同上	同上	同上	年0%	同上	同上

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 付 機 関	取扱い金融機関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
新型コロナウイルス関連緊急経営資金	次の要件のいずれかに該当するもの（新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したものに限る。）のうち、融資に係る保証の協議が令和3年3月31日までに行われ、かつ、融資が同年5月31日までに行われるもの (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する特定中小企業者 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者（個人事業主である小規模企業者以外のものにあっては、最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少したものに限る。） (3) 特例中小企業者	運転設備	6,000万円ただし、セーフティネット対応資金（融資対象の(2)に係るものに限る。）との合計で6,000万円の範囲内となる融資に限る。	10年以内（60月以内の据置きを含む。）	融資期間が1年以内の融資年1.4%以内 融資期間が1年を超えて3年以内の融資年1.6%以内 融資期間が3年を超えて5年以内の融資年1.7%以内 融資期間が5年を超えて10年以内の融資年1.9%以内	同上	同上	同上	同上	同上	鹿児島銀行、南日本銀行、福岡銀行鹿児島営業部、肥後銀行鹿児島支店、宮崎銀行（県内営業店に限る。）、西日本シティ銀行鹿児島支店、熊本銀行（県内営業店に限る。）、宮崎太陽銀行（県内営業店に限る。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店、鹿児島県信用農業協同組合連合会
新型コロナウイルス関連事業継続支援資金	次の要件のいずれかに該当するもの（新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少したものに限る。）のうち、保証機関の定める経営行動計画書（これに記載すべき項目が含まれた既存の計画書を含む。）を策定し、融資に係る保証の協議が令和5年1月26日までに行われるもの (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号に該当する特定中小企業者 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号に該当する特定中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの ア 最近3月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して15%以上減少したもの イ 最近1月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月等の平均売上高に比して15%以上減少したもの (3) 次のいずれかに該当するもの ア 最近1月間の売上高が前年同月の売上高に比して15%以上減少したもの イ 最近1月間の売上高が前年同月の売上高に比	同上	1億円	同上	同上	同上	同上	同上	ア 融資対象の(1)及び(2)年0.1% イ 融資対象の(3)別表第2に定める率	この項の取扱金融機関の欄に掲げる金融機関	鹿児島銀行、南日本銀行、福岡銀行鹿児島営業部、肥後銀行鹿児島支店、宮崎銀行（県内営業店に限る。）、西日本シティ銀行鹿児島支店、熊本銀行（県内営業店に限る。）、宮崎太陽銀行（県内営業店に限る。）、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫鹿児島支店

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 機 資 込 付 関	取扱金融機関
		資 金 途 使	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
	して５％以上減少しており、かつ、前年同月の売上高が令和２年１月２９日時点における直近の決算の月等の平均売上高に比して１５％以上減少したもの										
伴走支援型 借換支援 資金	次の要件のいずれかに該当するもののうち、保証機関の定める経営行動計画書（これに記載すべき項目が含まれた既存の計画書を含む。）を策定し、融資に係る保証の協議が令和６年６月３０日までに行われるもの（２）に掲げるものにあつては、（１）に掲げるものを除く。） （１） 中小企業信用保険法第２条第５項第４号又は第５号に該当する特定中小企業者 （２） 中小企業者又は組合で次のいずれかに該当するもの ア 最近１月間の売上高が前年同月の売上高に比して５％以上減少したもの イ 最近１月間の売上総利益率が前年同月の売上総利益率に比して低下しており、かつ、その差が５％以上であるもの ウ 最近１月間の売上総利益率が直近の決算による売上総利益率に比して低下しており、かつ、その差が５％以上であるもの エ 直近の決算による売上総利益率が直近の決算の前期の決算による売上総利益率に比して低下しており、かつ、その差が５％以上であるもの オ 最近１月間の営業利益率が前年同月の営業利益率に比して低下しており、かつ、その差が５％以上であるもの カ 最近１月間の営業利益率が直近の決算による営業利益率に比して低下しており、かつ、その差が５％以上であるもの	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	ア 融資対象の（１） 年 0.1 % （鹿児島県SDGs登録事業者又はパートナーシップ構築宣言企業にあつては、年 0 %） イ 融資対象の（２） 別表第２に定める率	同上	同上

区分 資金の種類	融 資 対 象	融 資 条 件								融 資 受 付 機 関	取扱金融機関
		資 金 使 途	限 度 額	期 間	利 率	償 還 方 法	連 帯 保 証 人	担 保	保 証 料 率		
	キ 直近の決算による営業利益率が直近の決算の前期の決算による営業利益率に比して低下しており、かつ、その差が5%以上であるもの										

備考1 担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合に係る保証料率は、この表の資金（創業支援資金(1)、新事業チャレンジ資金(2)、成長企業応援資金(1)、(2)及び(3)のうち認定先端設備等導入事業者、事業活動継続支援資金(5)、原油・原材料高騰等対策特別資金、セーフティネット対応資金、事業再生支援資金(1)、物価高騰等対策特別資金、新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金、新型コロナウイルス関連事業継続支援資金、伴走支援型借換支援資金及び経営力強化資金（(3)のイを除く。）を除く。）について定める保証料率より0.1パーセント引き下げた率とする。

2 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（令和6年1月18日付け20240115中庁第15号中小企業庁長官通知）の規定により、経営者保証を免除される中小企業者及び組合に係る保証料率は、この表の資金（創業支援資金（スタートアップ創出促進保証制度要綱に基づく保証を受けたものに限る。）、事業再生支援資金（事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度要綱又は事業再生計画関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱に基づく保証を受けたもので経営者保証を免除するものに限る。）及び伴走支援型借換支援資金（伴走支援型特別保証制度要綱に基づく保証を受けたもので経営者保証を免除するものに限る。）を除く。）について定める保証料率より、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を引き上げた率とする。ただし、事業開始後の最初の事業年度の決算又はその次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者の場合は、0.45パーセント引き上げた率とする。

- (1) 直前の決算において貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額を上回り、かつ、直前2期の決算の経常利益又は経常損失の額に減価償却費の額を加算した額が連続して零を上回る場合 0.25パーセント
- (2) 直前の決算において貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額を上回り、かつ、直前2期の決算の経常利益又は経常損失の額に減価償却費の額を加算した額が連続して零を下回る場合 0.45パーセント
- (3) 直前の決算において貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額を下回り、かつ、直前2期の決算の経常利益又は経常損失の額に減価償却費の額を加算した額が連続して零を上回る場合 0.45パーセント

別表第2（第4条関係）

資金の種類	財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより評点を算出することができる者									リスク計測モデルにより評点を算出することができない者
	評 点 に 係 る 料 率 区 分									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
中小企業振興資金（融資対象が鹿児島県SDGｓ登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものを除く。）	年1.74%	年1.59%	年1.39%	年1.19%	年0.99%	年0.84%	年0.64%	年0.44%	年0.29%	年0.99%
	（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の運転設備資金の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.59%	年1.47%	年1.31%	年1.14%	年0.94%	年0.84%	年0.64%	年0.44%	年0.29%	年0.94%
中小企業振興資金（融資対象が鹿児島県SDGｓ登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものに限る。）	（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.64%	年1.49%	年1.29%	年1.09%	年0.89%	年0.74%	年0.54%	年0.34%	年0.19%	年0.89%
	（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の運転設備資金の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.49%	年1.37%	年1.21%	年1.04%	年0.84%	年0.74%	年0.54%	年0.34%	年0.19%	年0.84%
小規模企業活力応援資金（融資対象が鹿児島県SDGｓ登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものを除く。）	年1.84%	年1.69%	年1.49%	年1.29%	年1.09%	年0.94%	年0.74%	年0.54%	年0.39%	年1.09%
	（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.69%	年1.57%	年1.41%	年1.24%	年1.04%	年0.94%	年0.74%	年0.54%	年0.39%	年1.04%
小規模企業活力応援資金（融資対象が鹿児島県SDGｓ登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものに限る。）	（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.59%	年1.47%	年1.31%	年1.14%	年0.94%	年0.84%	年0.64%	年0.44%	年0.29%	年0.94%
創業支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む。）であるもの及び鹿児島県SDGｓ登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものを除く。）	年1.58%	年1.43%	年1.23%	年1.03%	年0.83%	年0.68%	年0.48%	年0.28%	年0.13%	年0.83%
	（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.48%	年1.33%	年1.13%	年0.93%	年0.73%	年0.58%	年0.38%	年0.18%	年0.03%	年0.73%
創業支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が女性又は30歳未満の者（法人であつてこれらの者が代表者であるものを含む、鹿児島県SDGｓ登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものを除く。）であるものに限る。）	年1.26%	年1.11%	年0.91%	年0.71%	年0.51%	年0.36%	年0.16%	年0.00%	年0.00%	年0.51%
	（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.16%	年1.01%	年0.81%	年0.61%	年0.41%	年0.26%	年0.06%	年0.00%	年0.00%	年0.41%

[illegible]

資金の種類	財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより評点を算出することができる者									リスク計測モデルにより評点を算出することができない者
	評 点 に 係 る 料 率 区 分									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
緊急災害対策資金（融資対象の(4)に限る。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものを除く。）	年1.40%	年1.25%	年1.05%	年0.85%	年0.65%	年0.50%	年0.30%	年0.10%	年0.00%	年0.65%
緊急災害対策資金（融資対象の(4)に限る。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものに限る。）	（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.30%	年1.15%	年0.95%	年0.75%	年0.55%	年0.40%	年0.20%	年0.00%	年0.00%	年0.55%
緊急経営対策資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものを除く。）	年1.58%	年1.43%	年1.23%	年1.03%	年0.83%	年0.68%	年0.48%	年0.28%	年0.13%	年0.83%
緊急経営対策資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものに限る。）	（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.48%	年1.33%	年1.13%	年0.93%	年0.73%	年0.58%	年0.38%	年0.18%	年0.03%	年0.73%
事業再生支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものを除く。）	年1.58%	年1.43%	年1.23%	年1.03%	年0.83%	年0.68%	年0.48%	年0.28%	年0.13%	年0.83%
事業再生支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものに限る。）	（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.48%	年1.33%	年1.13%	年0.93%	年0.73%	年0.58%	年0.38%	年0.18%	年0.03%	年0.73%
経営力強化資金（融資対象の(3)のイに限る。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものを除く。）	年1.43%	年1.23%	年1.03%	年0.83%	年0.68%	年0.48%	年0.28%	年0.13%	年0.13%	年0.83%
経営力強化資金（融資対象の(3)のイに限る。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものに限る。）	（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.33%	年1.13%	年0.93%	年0.73%	年0.58%	年0.38%	年0.18%	年0.03%	年0.03%	年0.73%

資金の種類	財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより評点を算出することができる者									リスク計測モデルにより評点を算出することができない者
	評 点 に 係 る 料 率 区 分									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
経営改善支援資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものを除く。）	年1.58%	年1.43%	年1.23%	年1.03%	年0.83%	年0.68%	年0.48%	年0.28%	年0.13%	年0.83%
経営改善支援資金（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又は働き方改革推進企業認定事業者であるものに限る。）	（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年1.48%	年1.33%	年1.13%	年0.93%	年0.73%	年0.58%	年0.38%	年0.18%	年0.03%	年0.73%
新型コロナウイルス関連事業継続支援資金（融資対象の(3)に限る。）	年0.51%	年0.36%	年0.21%	年0.10%	年0.10%	年0.10%	年0.10%	年0.10%	年0.10%	年0.10%
伴走支援型借換支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者又はパートナーシップ構築宣言企業であるものを除く。）	年0.51%	年0.36%	年0.21%	年0.10%	年0.10%	年0.10%	年0.10%	年0.10%	年0.10%	年0.10%
伴走支援型借換支援資金（融資対象の(2)に限る。）（融資対象が鹿児島県SDGs登録事業者又はパートナーシップ構築宣言企業であるものに限る。）	（令和5年4月1日から令和6年6月30日までの間の融資にあつては、次のとおりとする。）									
	年0.41%	年0.26%	年0.11%	年0.00%	年0.00%	年0.00%	年0.00%	年0.00%	年0.00%	年0.00%

- 備考1 リスク計測モデルとは、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第19条に規定する基準に適合するモデルであつて経済産業大臣が定めるものをいう。
- 2 リスク計測モデルにより評点を算出することができない者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であつて貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - (2) 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者
 - (3) 金融機関からの借入れ（中小企業信用保険法第3条、第3条の2及び第3条の10に規定する保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する者

別記

第1号様式（第6条関係）

中小企業制度資金融資申込書

年 月 日

（融資申込受付機関の長） 殿

申込者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

業 種

電話番号

鹿児島県中小企業制度資金について、下記のとおり融資を受けたいので、鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第6条の規定により、関係書類を添えて融資を申し込みます。

記

1 資 金 の 種 類

2 申 込 金 額

万円

3 借 入 期 間

年（うち据置 月）

4 償 還 方 法

（一括 ・ 均等分割）

5 資 金 使 途

6 取扱金融機関（支店名）

融資申込受付機関確認欄

受付年月日 年 月 日

次の事項について、チェック欄□にレ印を付してください。

- ☐ 資本金又は従業員数のいずれかが中小企業者に該当する。
- ☐ 中小企業信用保険法の規定上、保証対象とならない業種ではない。
- ☐ 県内において現に営む事業を1年以上営業している。
中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金にあつては6か月以上、創業支援資金及び事業承継対策資金にあつては県内事業者である。
- ☐ 県民税及び市町村民税を完納している。
- ☐ 許認可等が必要な業種は、その許認可等を受けている。
- ☐ 添付書類はそろっている。

上記事項を確認しました。

融資申込受付機関（支店・支所）

担当者氏名

電 話 番 号

第2号様式（第6条関係）

組合共同事業融資対象認定申請書

年 月 日

鹿児島県中小企業団体中央会会長 殿

申請者

住 所

名 称

代表者名

下記について本制度の融資対象の要件に該当することを認定して下さるよう申請します。

記

1 組 合 名

2 代 表 者 名

3 事業所在地

4 組合の概要

(1) 設 立 年 月 日 年 月 日

(2) 払込済出資金 万円

(3) 組 合 員 数 名

(4) 役 員 数 理事 名 監事 名

(5) 主な共同事業

5 融資の申込内容

(1) 申 込 金 額 万円

(2) 資 金 の 種 類 ① 設備資金 ② 運転資金

(3) 資 金 使 途

(4) 借入希望時期 年 月 日

(5) 返 済 期 限 年 月 日

認 定 欄

上記の者は、本制度の融資対象の要件に該当することを認めます。

年 月 日

認定者

名 称

代表者氏名

第3号様式（第6条関係）

開 業 計 画 書

年 月 日

申込者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

1 申込者の概要

開 業 する 業 種		開 業（予定）時 期		年 月 日	
事 業 所 所 在 地					
開業の目的、動機					
過 去 の 事 業 経 験		該当するもののチェック欄□にレ印を付してください。 ☐ 事業を経営したことはない。 ☐ 事業を経営したことがあり、現在もその事業を継続している。 ☐ 事業を経営したことがあるが、既にその事業をやめている。 [やめた時期： 年 月]			
開業する事業の経験（勤務先、勤務年数など開業に至るまでの経歴）		年 月		略 歴 ・ 沿 革	
許認可・資格	取得済・申請中	名 称		番 号	取 得 年 月 日
					年 月 日
現在の借入状況（除事業資金） ※ 法人の場合は、代表者について記入してください。		借 入 先	使 途	借 入 残 高	年間返済額
			住宅・車・カード・その他	万円	万円
			住宅・車・カード・その他	万円	万円
			住宅・車・カード・その他	万円	万円

2 従業員の状況

従 業 員 （ 計 画 ）	常 時	臨 時	家族・役員	合 計
	人	人	人	人
人 件 費 の 支 払	日締め、 日支払（ボーナスの支給月： 月、 月）			

3 取扱商品・取引条件等

取扱商品・サービスの具体的内容	① (売上割合 %)			
	② (売上割合 %)			
	③ (売上割合 %)			
	④ (売上割合 %)			
セールスポイント				
	取引先名（所在地等）	取引割合	掛取引の割合	回収・支払条件
販売先		%	%	日締め、日回収
		%	%	日締め、日回収
		%	%	日締め、日回収
仕入先		%	%	日締め、日回収
		%	%	日締め、日回収
		%	%	日締め、日回収
外注先		%	%	日締め、日回収
		%	%	日締め、日回収
		%	%	日締め、日回収

4 必要資金と調達方法

必要とする資金		金 額	調達の方法	金 額
設備資金	店舗・工場・機械・備品など (内訳)	万円	自己資金	万円
			親、兄弟、知人等からの借入 (内訳・返済方法)	万円
			県創業支援資金	万円
			金融機関からの借入（内訳・返済方法）	万円
運転資金	商品仕入、諸経費支払等 (内訳)	万円		
合 計		万円	合 計	万円

5 事業の見通し（月平均）

		開業当初	軌道に乗った後 （ 年 月頃）	売上高、売上原価（仕入高） （経費の計算根拠を記入）
売 上 高 A		万円	万円	
売上原価 B （ 仕 入 高 ）		万円	万円	
経 費	人 件 費	万円	万円	
	地 代 家 賃	万円	万円	
	支 払 利 息	万円	万円	
	そ の 他	万円	万円	
	合 計 C	万円	万円	
利益 A－B－C		万円	万円	

注 1 個人事業の場合、人件費については、事業主分を除いてください。

注 2 他に参考となる資料がある場合は、計画書に添付してください。

第4号様式（第6条関係）

創業支援資金融資推薦依頼書

年 月 日

（商工団体の長） 殿

申込者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

鹿児島県中小企業制度資金「創業支援資金」を利用したいので、推薦をお願いします。

記

1. 申込金額

2. 融資希望日

3. 事業の将来性

4. 地域経済への貢献（雇用・経済活性化等）

5. 開業のためのセミナー・研修等の受講状況

6. 添付書類

(1) 開業計画書

(2) その他推薦者が必要とする書類

第5号様式（第7条関係）

創業支援資金融資推薦書

年 月 日

（取扱金融機関の長） 殿

推薦者 名 称
代表者
（担当者）

下記の者は、鹿児島県中小企業制度資金「創業支援資金」の融資対象者として適当と認められましたので推薦します。

記

1 申込者の状況

申込者氏名			商号又は法人名		
申 込 金 額			融 資 希 望 日		
資金使途 (内訳)	区 分	内 容	金 額	商工団体査定額	自己資金額
	設備資金				
	運転資金				

2 指導内容

実 地 指 導			
指 導 項 目	指 導 結 果	判定（良・可・不可）	

※ 経営指導歴等があれば記入してください。

団体会員歴	年 月 ～ 年 月	経営指導歴	年 月 ～ 年 月
-------	-----------	-------	-----------

3 経営者の状況

項 目	評 価	所 見
経営に対する熱意	A・B・C・D・E	
経 営 の 計 画 性	A・B・C・D・E	
経 営 手 腕	A・B・C・D・E	
経営者の計数観念	A・B・C・D・E	
信 頼 性	A・B・C・D・E	
世 評	A・B・C・D・E	
金 融 取 引 状 況	A・B・C・D・E	

注 (A : 良、B : やや良、C : 普通、D : やや不良、E : 不良)

4 事業所の状況

項 目	評 価	所 見
立 地 条 件	A・B・C・D・E	
設 備 の 状 況	A・B・C・D・E	
稼 働 状 況	A・B・C・D・E	

注 (A : 良、B : やや良、C : 普通、D : やや不良、E : 不良)

5 今後の経営指導に関する意向

- (1) 被推薦者は、今後も経営指導を受け続ける意思があるか。 有・無
- (2) 推薦団体は、今後も積極的に経営指導を続けるか。 有・無

6 商工団体の推薦意見（融資の妥当性、効果を含めて記入してください。）

[illegible]

注) 推薦依頼書の写しほか、推薦依頼書の一連の添付資料及び資金繰り表(開業後1年間分)を添付してください。

新分野開拓等支援資金事業計画書

申込者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

1 事業の内容

対 象 区 分	該当する番号を○で囲んで、必要な事項を記入してください。 1 知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権又は回路配置利用権に限る。）に係る技術等を生かして事業展開を行う。 知的財産権の種類及び具体的な内容 2 かがしま産業支援センターが行う事業で知事が指定したものの採択を受け、その技術等を生かして事業展開を行う。 事業名： 採択年月日： 年 月 日
事業の具体的な内容	

2 事業展開の概要

事業展開後の業種				
事業展開の形態	(1) 新しい事業のみ (2) 従来事業との併立 (3) その他 ()			
事業展開の開始時期	年 月 日から			
従業員数	現在	人	事業展開後	人
事業展開の実施場所	所在地 敷地 m ² 建物 m ² (うち工場又は店舗 m ²)			

3 売上高計画及び新たな事業の売上高計画の算出明細

	従前事業	新たな事業	新たな事業の売上高計画の算出明細	合計
直近の決算額 年間売上高	千円 _____	_____	_____	_____
計画第1年度 年間売上高 (/ ~ /)	千円	千円		千円
	%	%	_____	100.0%
計画第2年度 年間売上高 (/ ~ /)	千円	千円		千円
	%	%	_____	100.0%

注1 従前事業欄は、現在行っている事業で継続（縮小を含む。）又は廃止する事業について記入してください。

2 新たな事業欄は、今後新たに展開する事業について記入してください。

3 新たな事業の売上高計画の算出明細欄は、算出基礎となった製品名、製品単価、販売数量等を記入し、その説明を具体的に記入してください。

4 投資計画（計画全体の投資額）

資 金 名		金 額(千円)	使 途 の 概 要
設 備 資 金	土 地		購入 m ² 借地 m ²
	建 物		建築 m ² 購入 m ² 賃貸 m ²
	機 械 設 備		機械名 千円/台× 台
	そ の 他		
運 転 資 金	仕 入 資 金		千円/月 × 月(6月を限度とする)
	人 件 費		千円/月 × 月(6月を限度とする)
	市場開拓費		市場調査費 宣伝費 その他
	そ の 他		
合 計			

注 使途の概要欄は、できるだけ具体的に記入してください。

5 資金調達計画

1 借 入 先	借 入 金 額	金 利	返 済 期 間	備 考
	千円	年利 %	年	今回融資申込分を記入
				銀行借入等その他の借入を記入

2 資 金 名	金 額	備 考
自己資金	千円	
そ の 他	千円 (千円)	増資・資産売却・その他 (○で囲んでください。)

注 資金調達計画に補助金、助成金等がある場合は、その他に含めるものとし、当該金額をその他欄の()に記入してください。また、当該金額を確認できる書類（交付決定通知書等）を添付してください。

3 合 計(1+2)	千円
------------	----

6 損益計画

(単位：千円)

年 度 項 目	直 近 の 決 算 額	計 画 第 1 年 度			計 画 第 2 年 度		
		従 前 事 業 売 上	新 た な 事 業 売 上	合 計	従 前 事 業 売 上	新 た な 事 業 売 上	合 計
1 売 上 高							
2 売上原価又は製造原価							
原 材 料 費 等							
労 務 費							
減 価 償 却 費							
そ の 他 経 費							
3 売上総利益(1－2)							
4 一 般 管 理 費							
5 営 業 利 益(3－4)							
6 営 業 外 収 入							
7 営 業 外 支 出							
8 純 損 益(5＋6－7)							

注 原材料費等欄、労務費欄、減価償却費欄及びその他経費欄は、製造業及び建設業に係るものについて記入してください。

7 添付書類

要綱で定める添付書類のほか、次の書類を添付してください。

- (1) 知的財産権に係る技術等を生かして事業展開を行う場合は、設定登録を受けたことの証明書の写し又は第三者から技術移転を受けたことの証明書の写し
- (2) かごしま産業支援センターが行う事業で知事が指定したものの採択を受け、その技術等を生かして事業展開を行う場合は、交付決定通知書の写し

第7号様式（第6条関係）

倒産関連調書

申込者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 倒産事業者の状況

倒産事業者の 氏名又は名称	
所 在 地	
業 種	
倒産年月日 及び倒産事由	年 月 日 ア 破産手続開始を申し立てた。 イ 再生手続開始を申し立てた。 ウ 更生手続開始を申し立てた。 エ 整理開始を申し立てた。 オ 特別清算開始を申し立てた。 カ 手形交換所において取引の停止処分を受けた。 (年月日を記入し、該当する記号を○で囲んでください。)

2 倒産事業者との取引状況

(1) 倒産事業者に対する債権額 千円 (うち回収困難な債権額 千円)				
(2) 主な取引商品名				
(3) 倒産事業者との最近6月又は1年間の取引総額 (年 月 日～ 年 月 日) 千円 (A)				
(4) 倒産事業者との最近6月又は1年間の取引状況				
年 月	期首債権残高	発生債権額	回収債権額	期末債権残高

3 申込者の取引状況

(1) 最近6月又は1年間の取引総額 (年 月 日～ 年 月 日) 千円 (B)
(2) 倒産事業者に対する取引依存度 % (A/B)

注 倒産事業者との最近6月又は1年間の取引状況については、伝票等の写しに代えることができます。

第 8 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

緊急経営対策資金（経済変動関連）融資対象該当申告書

年 月 日

（融資申込受付機関の長） 殿

申告者 住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記の要件に該当することを申告します。

記

1 売上金額の減少要件（(1)又は(2)のいずれかに該当していること。）

(1) 1 月間の売上金額の比較

申込時点における最近 1 月間の売上金額 A	前年同期の売上金額 B	減少率 C [(B - A) / B × 100]
円	円	%

判定 C _____ % ≥ 1 0 %

(2) 3 月間又は 6 月間の売上金額の比較

申込時点における最近（3 月間・6 月間）の売上金額 D	前年同期の売上金額 E	減少率 F [(E - D) / E × 100]
円	円	%

前年同期の売上金額 G	減少額 H [G - D]
円	円

判定 F _____ % ≥ 5 %

2 売上総利益率又は営業利益率の低下要件
3 月間又は 6 月間の売上総利益率又は営業利益率の比較

申込時点における最近（3 月間・6 月間）の（売上総・営業）利益率 A	前年同期の（売上総・営業）利益率 B	差 C [B - A]
%	%	%

判定 C _____ % ≥ 3 %

3 （売上金額の減少・売上総利益率の低下・営業利益率の低下）の理由（いずれかを○で囲んでください。）

.....

.....

.....

4 支援先金融機関名 _____

注 1 1 及び 2 についてはいずれかに記載し、表中の（ ）については該当するものを○で囲んでください。
2 売上総利益率（%）＝売上総利益の額÷売上金額×100、
営業利益率（%）＝営業利益の額÷売上金額×100

融資申込受付機関確認欄

上記について、相違ないことを決算書等で確認しました。

職 氏名

第 9 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

緊急経営対策資金（米国関税措置関連）融資対象該当申告書

年 月 日

（融資申込受付機関の長） 殿

申告者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の要件に該当することを申告します。

記

- 1 売上金額の減少要件
1 月間の売上金額の比較

申込時点における最近 1 月間の売上金額 A	前年同期の売上金額 B	減少率 C [(B - A) / B × 100]
円	円	%

判定 C % ≥ 5 %

- 2 米国関連措置により経営に影響を受けていること
米国関税措置による経営への影響の内容（売上金額の減少との関連性や、今後の見込み
について記載してください。）

.....

.....

.....

融資申込受付機関確認欄

上記について、相違ないことを決算書等で確認しました。

職 氏名

第 10 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

緊急経営対策資金（令和 8 年熊本地震関連）融資対象該当申告書

年 月 日

（融資申込受付機関の長） 殿

申告者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の要件に該当することを申告します。

記

- 1 売上金額の減少要件
1 月間の売上金額の比較

申込時点における最近 1 月間の売上金額 A	前年同期の売上金額 B	減少率 C [(B - A) / B × 100]
円	円	%

判定 C % ≥ 5 %

- 2 令和 8 年熊本地震の影響により経営に最も影響を受けている事項について、該当するもの
のチェック欄□にレ印を付してください。(※該当するものを 1 つ選択してください。)

- ☐ 宿泊客や観光客の減少による売上金額の減少
☐ イベントの中止・延長による売上金額の減少
☐ 発送遅滞や仕入困難による売上金額の減少
☐ 取引先企業の被災による売上金額の減少
☐ その他（売上金額の減少との関連性を記載してください）

- 3 今後も令和 8 年熊本地震の影響による売上金額の減少が見込まれる内容を記載してください。

融資申込受付機関確認欄

上記について、相違ないことを決算書等で確認しました。	
職	氏名

第 11 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

物価高騰等対策特別資金（物価高騰関連）融資対象該当申告書

年 月 日

（融資申込受付機関の長）殿

申告者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の要件に該当することを申告します。

記

1 最近 1 年間のいずれかの 1 月間において、原材料等のうち少なくとも 1 品目の平均仕入れ単価が前年同期の平均仕入れ単価に比べて 5 % 以上上昇したもの

(1) 原材料等の品目 _____

(2) 1 月間の平均仕入れ単価の比較

申し込み時点における最近 1 年間のうち、いずれかの 1 月間（ 月）の平均仕入れ単価 A	前年同期の平均仕入れ単価 B	上昇率 C [(A - B) / B × 100]
円	円	%

判定 C _____ % ≥ 5 %

2 1 の平均仕入れ単価が上昇した品目に係る製品・サービス等の価格を上げたもの

製品・サービス等の内容	引き上げ前価格	引き上げ後価格	引き上げ時期
	円	円	

3 最近 3 月間又は 6 月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が 3 % 以上であるもの

3 月間又は 6 月間の売上総利益率又は営業利益率の比較

申込時点における最近（3 月間・6 月間）の（売上総・営業）利益率 A	前年同期の（売上総・営業）利益率 B	差 C [B - A]
%	%	%

判定 C _____ % ≥ 3 %

- 注 1 1 (1) は、平均仕入れ単価が 5 % 上昇した原材料等の品目を記入してください。
（日本銀行が作成する国内企業物価指数及び輸入物価指数で用いる品目を記入してください。）
- 2 1 (2) は、1 (1) に記入した品目について記入してください。
- 3 1 (2) は、平均仕入れ単価 = 原材料等の総仕入れ額 ÷ 総仕入れ量 としてください。
- 4 3 の表中の（ ）については該当するものを○で囲んでください。
- 5 3 は、売上総利益率（%） = 売上総利益の額 ÷ 売上金額 × 100、
営業利益率（%） = 営業利益の額 ÷ 売上金額 × 100 としてください。

融資申込受付機関確認欄

上記について、相違ないことを決算書、請求書等で確認しました。

職 氏名

第 12 号様式（第 6 条、第 7 条関係）

物価高騰等対策特別資金（人件費上昇関連）融資対象該当申告書

年 月 日

（融資申込受付機関の長）殿

申告者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の要件に該当することを申告します。

記

- 1 最近 1 年間のいずれかの 1 月間において、人件費と労務費の計（一人当たり又は総額）が前年同期に比べて 3 % 以上上昇したもの

	申込時点における最近 1 年間のうち、いずれかの 1 月間（ 月）の金額 A	前年同期の金額 B	上昇率 C [(A - B) / B × 100]
人件費	円	円	—
労務費	円	円	—
総額	円	円	C① %
全雇用者数	名	名	—
一人当たり （総額 ÷ 全雇用者数）	円	円	C② %

※ 人件費・労務費の内訳は別紙「人件費・労務費確認書」により確認

判定 (C① ・ C②) _____ % ≥ 3 %

- 2 最近 3 月間又は 6 月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて低下しており、かつ、その差が 3 % 以上であるもの

3 月間又は 6 月間の売上総利益率又は営業利益率の比較

申込時点における最近 （3 月間・6 月間）の （売上総・営業）利益率 A	前年同期の （売上総・営業）利益率 B	差 C [B - A]
%	%	%

判定 C _____ % ≥ 3 %

- 注 1 1 の判定及び 2 の表中の（ ） については該当するものを○ で囲んでください。
2 2 は、売上総利益率（ % ） = 売上総利益の額 ÷ 売上金額 × 1 0 0、
営業利益率（ % ） = 営業利益の額 ÷ 売上金額 × 1 0 0 としてください。

融資申込受付機関確認欄

上記について、相違ないことを決算書等で確認しました。

職 氏名

(別紙)

人件費・労務費確認書

・給与等支給額の記載対象、記入欄

(単位：円)

	【対象の整理】 ○：記載対象 ×：記載対象外	申込時点における最近 1年間のうち、いずれ かの1月間の金額 (年 月期)	前年同期の金額 (年 月期)
労務費		0	0
労務費	○		
退職金（通常分）	×		
退職金（リストラ分）	×		
退職給付引当金繰入額	×		
賞与	○		
賞与引当金繰入額	○		
人件費		0	0
役員報酬	×		
役員報酬	×		
賞与	×		
賞与引当金繰入額	×		
退職金	×		
通勤費	×		
従業員給与			
給与（給料）	○		
賞与	○		
賞与引当金繰入額	○		
退職金（通常分）	×		
退職金（リストラ分）	×		
退職給付引当金繰入額	×		
法定福利費	×		
福利厚生費	×		
通勤費	×		

※個人事業主の方の場合、専従者給与（青色申告）、専従者控除（白色申告）は記載対象外です。